

## 神奈川県観光振興計画の改定について

### 1 計画改定の趣旨

県では、観光立県かながわの実現を図るため、平成 21 年 10 月に「神奈川県観光振興条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、条例に基づき平成 22 年 3 月に「神奈川県観光振興計画」（以下「計画」という。）を策定した。

現行計画は、平成 27 年度末で計画期間が満了することから、観光をめぐる環境や動向の変化等に対応した観光振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を改定する。

### 2 計画の性格

- (1) 条例に基づく観光の振興に関する基本的な計画とする。
- (2) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完し、特定課題に対応する個別計画とする。

### 3 改定計画の期間

平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間

### 4 計画に定める事項

条例第 15 条第 2 項に基づき、次の事項を定める。

- (1) 観光の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) (1)に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 5 今後のスケジュール

平成 27 年 9 月	計画の基本的な考え方について議会に報告
平成 27 年 11 月	第 3 回観光審議会にて、改定素案を審議
平成 27 年 12 月	改定素案を議会に報告
平成 27 年 12 月 ～ 28 年 1 月	改定素案について、県民・市町村等の意見募集を実施
平成 28 年 2 月	第 4 回観光審議会にて、改定案を審議 改定案を議会に報告
平成 28 年 3 月	計画を決定

## 神奈川県観光振興計画の改定に係る基本的な考え方

計画の改定に当たっては、神奈川県観光をめぐる環境や動向の変化等を把握した上で、実施目標を定め、その実施目標の達成に向けた観光振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、観光立県かながわを実現する。

### 1 神奈川県の観光をめぐる環境や動向の変化等

現行計画の実施期間である平成 25 年度から平成 27 年度は、アジア諸国の経済発展を背景に、国が東南アジア諸国を中心にビザ要件の緩和措置や免税制度の拡充を図ったほか、LCC（格安航空会社）の新規就航や大型クルーズ船の寄航増加などにより、特にインバウンド（外国人観光客の誘致）を取り巻く環境が劇的に変化した。その結果、訪日外国人の動向は、平成 25 年に 1,000 万人を超え、平成 26 年は 1,341 万人に達し、大幅に増加している。

一方、国内外から神奈川県を訪れる延べ観光客数は、平成 25 年は東急東横線と東京メトロ副都心線の相互直通運転開始などの効果により、前年比 6.4%増の 1 億 8,459 万人となり、過去最高を記録したが、平成 26 年はその反動等により、前年比 0.3%減の 1 億 8,412 万人（速報値）となった。

今後は、人口減少・超高齢社会を迎えるため、新たな交流人口の拡大手段として、全国的にインバウンドへの取組みが進められている中で、本県においても、インバウンドを中心とした施策を一層強化していく必要がある。

そこで、次の項目を考慮しながら、観光振興施策を総合的かつ計画的に推進する。

- (1)東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした誘客の推進
  - ・ 開催を契機とした外国人観光客等の誘客
  - ・ 競技観戦客等の宿泊先の確保
- (2)さがみ縦貫道路や北陸新幹線の開通を活かしたプロモーションの推進
  - ・ 北関東、東北や北陸地方等を中心としたプロモーションの推進
  - ・ 地域プロジェクト（かながわシープロジェクト、三浦半島地域活性化プロジェクト（仮称）等）と連携したプロモーションの推進
- (3)新たな観光資源の発掘・磨き上げと旅行商品化の推進
  - ・ 未病、マグカル、ロボット等の県の施策や、地域の歴史、文化、産品、商店街などを、新たな観光資源として発掘・磨き上げ、旅行商品化を推進する。
- (4)緊急・災害時における安全・安心の確保
  - ・ 外国人を含む観光客の増加を見据え、緊急・災害時にも安全に安心して旅行を楽しめる環境整備と観光関連産業の支援
- (5)観光人材の育成によるおもてなし力の向上
  - ・ 観光地域づくりを担う中核人材の育成や、観光ボランティア等に対する研修の拡充などによるおもてなし力の向上

## 2 計画の実施目標

実施目標については、「かながわグランドデザイン」の「プロジェクトの数値目標」である 外国人旅行者の訪問者数（暦年）（平成 30 年には 201 万人） 神奈川県を訪問する入込観光客数（暦年）（平成 30 年には 200 百万人）を達成することを基本に、観光消費額や延べ宿泊者数等の目標を定める。

## 3 施策体系

### 大柱1 魅力ある観光地の形成

（中柱）

<観光資源の発掘・磨き上げ>

#### ア 多様な資源を活用した観光魅力づくり

未病、マグカル、ロボット等の県の施策や、地域の歴史、文化、産品、商店街など、地域の様々な魅力を観光資源として発掘・磨き上げる取組を促進する。

#### イ 新たな観光地域づくり

新たな観光の核づくり（城ヶ島・三崎地域、大山地域、大磯地域）など、地域主体で取り組む魅力づくりを支援し、観光地域づくりを推進する。

#### ウ 広域での周遊ルートづくり

複数の自治体が連携し、富士箱根伊豆地域を周遊する旅行商品を企画・販売するなど、宿泊を伴う周遊・滞在を促進する。

#### エ 観光魅力を向上させる景観形成の推進

近代建造物と庭園を保全・活用した地域づくり、歴史的街並みや風情ある温泉地・港町の保全など、景観形成の取組み等を促進する。

<プロモーション・情報発信>

#### オ 神奈川の魅力を伝えるプロモーションの実施

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や、さがみ縦貫道路や北陸新幹線の開通などを契機としたプロモーションを、市町村や観光事業者等と連携して実施する。

#### カ MICEと連動したプロモーションの実施

MICE誘致に合わせて、ビジネス客が県内を周遊するアフターコンベンション向けのツアーを企画し、プロモーションを実施する。

#### キ 多様なツールを活用した情報発信

観光パンフレットやホームページなどに加え、SNSやデジタルサイネージなど多様なツールを活用して、最新の観光情報を発信する。

<受入環境の整備>

#### ク 観光客を迎えるホスピタリティの向上

事業者等を対象にしたおもてなしに関する人材育成講座の開催や、観光に係わる県民の自主的活動を促進するため、観光ボランティア団体の活動を支援する。

#### ケ 観光客の安全・安心の確保

災害時プッシュ型情報アプリの活用など、外国人を含む観光客向けの防災・災害情報を充実させる。

## コ ユニバーサルツーリズム促進のための環境整備

誰でも神奈川の観光を楽しめるように、観光施設のバリアフリー化など、年齢、障がいの有無などにかかわらず環境整備の取組を促進する。

## カ 観光振興に資する交通基盤等の整備

横浜湘南道路・高速横浜環状南線の整備促進など、交流と連携を支える交通ネットワークの充実を図り、観光地への来訪及び観光地間の移動の円滑化を促進する。

## 大柱2 外国人観光客の誘客促進

(中柱)

### ア 外国人向けの旅行商品の企画・販売

外国人を対象とした観光資源を発掘・磨き上げ、旅行商品として企画・販売するなど、宿泊を伴う周遊・滞在を促進する。

### イ 外国人観光客の誘客を図るプロモーションの推進

誘客のターゲットとする国や地域のニーズを踏まえた戦略的なプロモーションを推進する。

### ウ 外国人観光客の受入環境の整備

外国人観光案内所の充実や、多言語アプリの活用、店舗での多言語メニュー作成などを支援する。

## 大柱3 観光関連産業の成長促進

(中柱)

### ア 地域の製品の販路開拓等

アンテナショップの運営による情報発信や、クラウドソーシングの活用などにより、新たな製品の開発及び販路開拓等を支援する。

### イ 観光に関する新事業創出や事業拡大の促進

観光産業の経営基盤強化を図るため、新規事業の立ち上げ等の経営相談や、事業拡大のための資金調達等を支援する。

### ウ 観光振興を担う人材の育成

観光産業の発展による地域振興を図るため、大学等と連携して、観光地域づくりをリードする中核的な人材等の育成を図る。

### エ 災害時の観光関連産業の支援

災害等が発生した地域の観光に関する正確な情報を発信するとともに、観光関連産業が事業を継続できるような資金調達等を支援する。